

議案第42号

伊賀市営住宅等整備の基準に関する条例の一部改正について

伊賀市営住宅等整備の基準に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和8年2月26日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市営住宅等整備の基準に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市営住宅等整備の基準に関する条例（平成25年伊賀市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

（借上げ住宅等の適用）

第18条 公営住宅の買取り又は公営住宅の借上げ（公営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除く。）による市営住宅においては、第10条（第1項を除く。）、第11条第3項及び第4項並びに第12条から第16条までの規定を適用せず、必要に応じて市長が別に定める基準による。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。